

重 要 事 項 説 明 書

(地域密着型通所介護・第1号通所事業)

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容について次の通り説明します。わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問下さい。

1.事業者

法人格・名称	株式会社 シノハラ
所在地	山口県山陽小野田市大字小野田214-12
設立年月日	2009年6月24日
代表者職名	代表取締役 篠 原 美弥子

2.ご利用の事業所

名称	よりあい処焼野デイサービスセンター
所在地	山口県山陽小野田市大字小野田3208-1
管理者の氏名	篠原 勇貴
電話・FAX番号	電話:0836-39-8280 FAX:0836-39-8281
指定事業者番号	3571600513

3.事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態にある高齢者に対して適正な介護サービスの提供を行います。
運営方針	①事業対象者及び要支援・要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の特性をふまえ必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4.秘密保持

秘密保持	①正当な理由がない限り、利用者および家族に対するサービスの提供にあたり知りえた秘密を外部に漏らすことはありません。従業者でなくなった後も、その秘密は漏らしません。 ②サービス担当学会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者および家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ利用者および利用者の家族の同意を得ることとします。
------	--

5.職員の職種、人数及び職務体制

従業員の職種	員数	勤務形態	保有資格
管理者 事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います	1名	常勤兼務	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員
生活相談員 関係機関との連携の下、ご利用者様、ご家族様の日常生活の相談を受けます。	5名	常勤兼務	社会福祉士 介護福祉士(1名) 介護福祉士(3名) 介護職員初任者研修(1名)
機能訓練指導員 (看護師) ご利用者様の生活機能の向上を目的とし、食事、排泄、更衣などの日常生活動作や調理、洗濯、掃除などの家事動作の獲得、趣味活動、町内会などの社会参加を目指すために訓練及び指導を行います。	2名	常勤兼務(1名) 非常勤兼務(1名)	看護師(2名)
看護職員 ご利用者様の健康管理及び看護管理等を行います。	2名	常勤兼務(1名) 非常勤兼務(1名)	看護師(2名)
介護職員 ご利用者様の介護支援を行います。	6名	常勤兼務(5名) 非常勤専従(1名)	介護福祉士(4名) 介護職員初任者研修(1名) 介護職員初任者研修(1名)
送迎職員	1名	非常勤専従(1名)	普通自動車1種免許

※職員配置は介護保険法その他関係法令に定める基準を満たしています。

6.営業日 ※但し、利用者の実情に応じ、営業日及び営業時間を変更することがあります。

営業日	日曜日から土曜日までの毎日。但し、1月1日から1月3日までを除く。
営業時間	8:00 ～ 17:00
サービス提供時間	9:00 ～ 16:00

7.通常の事業の実施地域

実施地域	山陽小野田市・宇部市(厚南・藤山・宇部新川地区周辺)
------	----------------------------

8.事業の定員

利用定員	地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスの定員は、1日18名とします。
------	--------------------------------------

9.利用料

利用料	地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定受領サービスである時は、その1割の支払いを受けるものとします。ただし、一定以上の所得がある方は2割、または3割の支払いを受けるものとします。なお、法定代理受領以外の利用料については、地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとします。 また、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める額とし、そのサービスが法定受領サービスである時は、その1割の支払いを受けるものとします。ただし、一定以上の所得がある方は2割、または3割の支払いを受けるものとします。なお、法定代理受領以外の利用料については、市町村が定める第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準によるものとします。 ○地域密着型通所(7時間以上8時間未満)(1割負担) 要介護1 753円/回 要介護2 890円/回 要介護3 1,032円/回 要介護4 1,172円/回 要介護5 1,312円/回 入浴介助加算(Ⅰ) 40円/回 入浴介助加算(Ⅱ) 55円/回 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56円/回 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円/回 ※別途、介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定します。 ○総合事業通所型サービス予防給付型(1割負担) 要支援1 事業対象者 1,798円/月 要支援2 事業対象者 3,621円/月 要支援2(週1回程度)1,978円/月 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1 事業対象者 要支援2(週1回) 88円/月 要支援2 事業対象者(週2回)176円/月 ※別途、介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定します。介護報酬改定等により加算区分又は加算率が変更となった場合は、その変更後の額とします。
食費	朝食 500円 昼食650円 夕食600円 15時食(おやつ)120円 お弁当450円 ※ただし、減塩食やミキサー食、刻み食等の特別食やアレルギー、好き嫌いによる個別対応食については追加費用として50円徴収します。
特別なサービスの費用	以下の場合、当事業所にて定められた所定の費用を申し受けます。 ①利用者の希望により、通常時間を超えて提供した場合の超過分の費用は実費相当額をいただきます。 基本利用時間以上ご利用になる場合(お気軽にご相談ください) 延長時間30分ごとに 要介護1・2 500円 要介護3・4・5 700円 (延長サービス可能時間帯) 提供前 7時29分～8時59分 提供後 16時01分～19時01分 但し、送迎は17時30分を最終とします。 ②尿とりパッド1枚50円、リハビリパンツ1枚100円、テープ式おむつ1枚100円を実費として徴収します。 ③利用者の都合により、お休みされる場合には、下記のキャンセル料金が必要となります。 (1)利用日前日の17時まで申し出があった場合 無料 (2)利用日当日に申し出があった場合 食事代 (3)事前の連絡がなく、送迎時に利用中止の申し出があった場合又は無断欠席の場合 要介護者:食事代及び送迎費相当額(送迎車が利用者宅へ到着後に利用中止となった場合に限り、片道470円:介護保険給付相当額を参考に算定した実費相当額) 事業対象者及び要支援者:食事代 食事代は、当事業所が定める昼食代その他予約済みの食事提供費用とします。 ④外食等の特別な行事に参加する場合は、実費を徴収します。 ⑤洗濯を希望された場合は、1回150円を徴収します。 ⑥レクリエーション等で材料費が発生した場合は実費を徴収します。なお月額500円を上限とします。 ⑦その他、地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額変更する場合は、事前に文書にて説明したうえで、支払いに同意を受けるものとします。なお、費用を変更する場合は、1か月前までに文書で説明します。
支払方法	利用料金は1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求します。 利用者は請求書の内容を確認のうえ、請求月の末日までに口座振替又は事業者が指定する方法により支払うものとします。

10.苦情など申し立て先 ※どのようなことでも申し出下さい。迅速・適切・丁寧に対応します。

当施設ご利用相談窓口	ご利用時間	8:00～17:00
	ご利用方法	電話:0836-39-8280 または当施設にて面接いたします。
	解決方法	苦情解決にあたっては、事業所で定められた苦情解決マニュアルに沿って適正に進めていきます。
当施設ご利用相談窓口	担当者	篠原 勇貴
山陽小野田市受付窓口	担当	山陽小野田市 高齢福祉課 介護保険係
	住所	山陽小野田市日の出1-1-1 電話:0836-82-1172
宇部市受付窓口	担当	宇部市 介護保険課
	住所	宇部市常盤町1-7-1 電話:0836-34-8396
国民健康保険団体連合会の受付窓口	担当	介護保険課 苦情相談窓口
	住所	山口市大字朝日1980番地7 電話:083-995-1010

11.事故発生時の対応

事故発生時の対応	利用者に対する、地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者のご家族や関係市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じます。事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その原因を分析するとともに再発防止に努めます。
損害賠償	事業所の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、加入する損害賠償責任保険等により誠実かつ速やかに損害賠償を行います。
再発防止	事故が発生した場合には、その原因の解明及び再発防止対策を講じます。

12.緊急時の対応

対応方法	地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、同意書のご家族の連絡先に連絡いたします。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。送迎途上において、緊急の事態が発生した場合は、最寄りの医療機関へ応援を要請するか緊急搬送で対応します。なお、利用者の病状その他の状況により必要と認められる場合は、利用者又は家族の同意を得て救急搬送等の措置を行います。
------	---

13.非常災害対策

対応方法	地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合は、事業所で定められた非常災害対応マニュアルに沿って利用者の避難等適切な措置を講じます。非常災害に備えるため、火災、地震、風水害その他の災害を想定した避難訓練及び必要な訓練を年2回以上実施します。
------	---

14.運営推進会議

開催方法	①☒事業のサービスが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議をおおむね6ヶ月に1回以上開催します。 ②☒運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、山陽小野田市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有するものとします。 ③☒議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているか確認、地域との意見交換、交流等とします。 ④☒運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。また、その完結の日から2年間保存します。
------	---

15.虐待防止

虐待防止	①事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生又は再発の防止を図るため、虐待防止委員会の設置、虐待防止指針の整備、従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。 ②事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者による虐待が疑われる事実を発見した場合は、関係法令に基づき速やかに市町村へ通報し、適切な対応を行います。
------	---

16.身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化	①事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。 ②緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。 ③身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束適正化委員会を3か月に1回以上開催するとともに、指針の整備及び従業者に対する研修を実施します。 ④身体拘束等を行う場合は、あらかじめ利用者又は家族に説明し、原則として文書による同意を得るものとします。
-----------	---

17.感染症対策

感染症対策	①事業所は、感染症の発生及びまん延の防止のため、感染症対策委員会の設置、感染症予防及びまん延防止のための指針の整備、従業者に対する研修及び訓練を実施します。 ②感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係法令及び事業所の感染症対策マニュアルに基づき、適切な対応を行います。 ③感染症対策委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底します。
-------	--

18.業務継続計画(BCP)の策定

業務継続計画	①事業所は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対するサービス提供を継続的に実施できるよう業務継続計画(BCP)を策定します。 ②従業者に対し業務継続計画に関する研修及び訓練を定期的に行います。 ③業務継続計画について定期的な見直しを行い、必要に応じて変更を行います。 ④業務継続計画は感染症編及び自然災害編を策定しています。
--------	---

19.ハラスメント防止

ハラスメント防止	①事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントの防止に取り組みます。 ②利用者及びその家族からの暴言、暴力、著しい迷惑行為等により、従業者の心身の安全が確保できないと判断した場合は、市町村及び関係機関と連携の上、サービス提供の中止又は契約解除等の対応を行うことがあります。ただし、これらは認知症の症状に起因するものを除き、かつ、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがない場合に限りです。 ③利用者及びその家族からの暴力、暴言、セクシュアルハラスメントその他の著しい迷惑行為に対しては、職員の安全確保を最優先とし、必要に応じて関係機関と連携の上、適切に対応します。
----------	--

20.サービス利用の中止・終了

サービス利用の中止・終了	利用者が次のいずれかに該当する場合は、事業者はサービスの提供を中止し、又は契約を終了することがあります。 ①利用料金を正当な理由なく長期間滞納した場合 ②利用者又はその家族が職員に対して暴力、暴言、威嚇、セクシュアルハラスメントその他の著しい迷惑行為を行い、事業者による再三の申し入れにもかかわらず改善が見込まれない場合 ③利用者の心身の状態等により適切なサービス提供が困難と判断した場合 ④その他、利用者と事業者との信頼関係を維持することが困難となる重大な事由が生じた場合 ⑤利用者又はその家族が本契約又は重要事項説明書に定める事項に重大に違反した場合 ⑥利用者が死亡した場合 ⑦利用者が入院又は施設入所等により継続利用が困難となった場合
--------------	--